# 外国語指導助手派遣業務委託 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 趣旨

急速に進展するグローバル化の中で、外国語によるコミュニケーションを図ることができる 児童生徒を育成するため、国際文化観光都市松江市の市立小・中・義務教育学校及び市立皆美 が丘女子高等学校に外国語指導助手(以下「ALT」という。)を派遣する。

ALTは学習指導要領の実施や小中一貫教育、中・高等学校の円滑な接続を念頭に、授業等における外国語(英語)指導及び松江市における外国語教育の推進に寄与するものとする。これらの目的を達成するため、優秀なALTを安定的に確保することが可能な、確かな実績と優れたノウハウを持つ事業者をプロポーザル方式により選定する。

### 2. 業務概要

(1) 業務名

外国語指導助手派遣業務委託

(2)業務内容

別紙「外国語指導助手派遣業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

松江市立小・中・義務教育学校及び松江市立皆美が丘女子高等学校

(5) 提案上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)

227, 412, 000円 (3年間) (単年度 75, 804, 000円)

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記提案上限額を超えてはならない。

#### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7)業務終了までの間、松江市教育委員会との協議、連絡調整が随時行えること。

### 4. スケジュール

項目	日 程 等
実施要領等の公開 (ホームページ掲載)	令和7年10月14日(火)
質問書の提出期限	令和7年10月17日(金)12時必着
質問書に対する回答	令和7年10月22日(水)予定
参加表明書の提出期限	令和7年10月24日(金)12時必着
企画提案書の提出期限	令和7年11月 7日(金)17時必着
プレゼンテーション審査	令和7年11月18日(火)予定
審査結果通知	令和7年11月21日(金)予定
契約締結	令和7年12月中旬 予定

# 5. 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
  - (ア) 提出書類 質問書(様式1)
  - (イ) 提出期限 令和7年10月17日(金) 12時
  - (ウ) 提出方法 電子メールにて提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話 にて送信確認を行うこと。
  - (エ)提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり
- (2) 質問書に対する回答

令和7年10月22日(水)までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問者の氏名 や企業名は公表しない。また、電話や口頭による照会には対応しない。

### 6. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類(各1部)
  - ①参加表明書(様式2)
  - ※令和7・8・9年松江市競争入札参加資格者でない者にあっては、以下②~⑦の書類を 併せて提出すること。
  - ②誓約書(様式3)
  - ③役員等名簿(様式4)
  - ④登記簿謄本又は登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)
  - ⑤会社等組織概要(会社案内、要覧、定款等)
  - ⑥法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3か月以内のもの)
  - ⑦市内に事業所がある場合、法人市民税、固定資産税の納税証明書(発行後3か月以内の もの)
- (2) 提出期限 令和7年10月24日(金)12時必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く 9時から17時までとする。また、郵送の場合は、受取日時及び配達された ことが証明できる方法によることとする。

(4) 提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

## 7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書(様式5)(正本1部、副本9部)
  - ②見積書(様式6)(1部)
  - ③プロポーザル審査の参加に関し支店又は営業所等に権限が委任されている場合 委任状(様式7)(1部)
- (2) 提出期限 令和7年11月7日(金) 17時必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く 9時から17時までとする。また、郵送の場合は、受取日時及び配達された ことが証明できる方法によることとする。
- (4) 提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり
- (5)提案書類について
  - (ア) 企画提案書

「仕様書」及び「審査基準表」の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。 記載内容は自由だが、次の①~⑩の内容についての提案は必ず行うこと。

	10-70 10 1 10 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		
	項目	内容	
1	会社概要について	・会社概要(経営基本理念を含む)	
2	教育方針の理解について	・市の外国語教育方針及び現状の理解	
3	業務実績について	・ALT派遣業務の実績(令和7年10月1日時点における派遣業務実績	
		年数、契約自治体数、契約自治体名、契約期間、派遣人数)	
4	危機管理体制について	・事故・トラブル発生時の対応フロー	
		・教育委員会への報告・連絡体制	
		・加入保険の種類・内容	
(5)	ALTの採用計画及び	・採用基準・方法(特に日本語能力の担保)	
	配置計画について	・年度当初の安定的な配置計画(人数・時期)	
6	ALTへの研修体制について	・採用時から業務開始後までの体系的な研修内容	
		・研修の時期、頻度、方法	
7	ALTの管理体制について	・労務管理、健康管理、勤務評価、個人情報保護等の管理体制	
		・学校からの要望(対話機会の創出)・苦情対応	
8	代替要員の補充について	・代理ALT派遣の計画(一時的な欠勤時)	
		・後任補充の計画(欠員発生時)	
9	ALTの効果的な活用に	・ALTの能力を活かす具体的な授業活用法	
	ついて	・授業で活用できる教材(ワークシート等)の提供計画	
		・授業外におけるALTの効果的な活用法	
10	市全体の英語教育への	・教員を対象とした研修会の企画・実施案など	
	貢献策について		

### (イ) 見積書

積算根拠が明らかになるように作成すること。

#### 8. 審査方法

松江市外国語指導助手派遣業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査により、別紙「審査基準表」に基づき評価する。

- (1) プレゼンテーションの実施
  - (ア) 実施日 令和7年11月18日(火)予定
    - ※プレゼンテーションの時間及び場所については、参加表明書提出者に 電子メールにて別途連絡する。
  - (イ) 実施方法 ・企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。
    - ・提案者ごとに、企画提案書に基づくプレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分の時間を設定する。
    - ・プレゼンテーションにおける P C やプロジェクターの使用は可とするが、 必要な機材は事業者側で準備すること。

#### (2)審査方法

審査委員別にプロポーザル参加者ごとの評価点を比較して順位を付与し、最も多く第1位を付与された事業者を優先交渉権者(交渉順第1位の委託候補者)とする。最も多く第1位を付与された事業者が複数いた場合は、全委員の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

合計得点が同点の場合は、委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目 に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。優先交権者以外の 事業者については、全委員の合計得点が高い順で交渉順を順位付けすることとする。

なお、委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、委託候補者としては選定しないものとする。

### 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) その他、本要領の内容に違反する場合

### 10. 審査結果の通知・公表

審査結果は、プレゼンテーション参加者宛に電子メールで通知し、後日文書での通知と本市ホームページで公表する。なお、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

ホームページでの公表内容は、審査委員、参加事業者名、委託事業者名、審査結果とする。

### 11. その他

- (1)派遣業務委託契約等については、松江市財務規則に基づき、別途協議する。
- (2) 企画提案書の作成と提出、プレゼンテーション等に要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 参加者から提出された全ての書類は、本プロポーザルによる優先交渉権者選定以外の目的では使用しない。また、提出書類は返却しない。
- (4) 書類提出後の記載内容の変更は原則として認めない。
- (5) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本件に係る情報公開は、松江市情報公開条例に基づき公開する。
- (7) 提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市は本業務の選定及び 遂行上必要な範囲において、その内容を無償で使用できるものとする。

# 12. 提出先及び問い合わせ先

松江市教育委員会 学校教育課 学び推進係 (担当:山内・野津)

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地(第4別館3階)

電話:0852-55-5417 (対応時間: 土日祝祭日を除く午前8時30分~午後5時15分)

FAX : 0852-55-5251

E-mail: manabi@city.matsue.lg.jp